

# 令和3年度2月追加補正予算の概要

## 一 訴訟関係経費に係る補正予算

### ○ 訴訟代理委任契約締結に係る債務負担行為

貸付金返還請求事件（甲府地方裁判所令和3年（ワ）第30号）の判決を不服として提起される控訴事件の訴訟追行に当たり、訴訟代理委任契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

事 項	期 間	限 度 額
甲府地方裁判所令和3年（ワ）第30号貸付金返還請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結すること。	令和3年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内